

浜松いわた信用金庫 退職金専用定期預金 商品概要

商品名	浜松いわた信用金庫 退職金専用定期預金
ご利用いただける方	個人のお客様で、以下に該当される方 お申込日より6ヶ月以内にお受け取りの退職金(当金庫以外の金融機関を含む) を原資としてお預け入れいただける方 当金庫営業地区内(注1)に居住または、お勤めの方
お預け入れ金額	100万円以上(1円単位) お受け取りの退職金の範囲内
お持ちいただくもの	ご本人様確認資料 (健康保険証・運転免許証) ご印鑑 お預け入れ原資を退職金により受け取ったことが確認できる書類 ・退職所得の源泉徴収票 ・退職金が振り込まれた通帳または退職金であることが証明できる計算書
お預け入れ期間	6ヶ月(自動継続)
適用金利	固定金利 年0.50%(税引き後 年0.398425%) 適用金利は、当初契約日から満期日までの初回限りとし、自動継続後は満期日現在の基準金利を適用します。
税金	利息から20%(国税15% 地方税5%)相当額が税金として源泉徴収されます。 注)2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
中途解約	原則として中途解約はできません。 やむを得ず中途解約をする場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
その他 注意事項	ATM・インターネットバンキング等では、お取扱いできません。 マル優利用資格を有するお客様はお申し出によりマル優のお取扱いができます。 本預金は、預金保険制度の対象となっており、預金保険の範囲内で保護されます。 金利情勢の大幅な変化があった場合には、本商品のお取扱いを終了させて頂く場合があります。

(注1)静岡県浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、島田市(旧川根町を除く)、周智郡、榛原郡吉田町、愛知県豊橋市、北設楽郡(旧設楽町を除く)

※反社会的勢力の申込はお断りいたします。

浜松いわた信用金庫

退職金専用 定期預金



